

千葉県社会福祉センター設置管理条例

令和三年十月十九日
条例第三十四号

千葉県社会福祉センター設置管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県社会福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四条第二項に規定する地域住民等（以下「地域住民等」という。）に対し、その相互の連携の確保、社会福祉を目的とする事業及び社会福祉に関する活動（災害時における福祉的支援を含む。以下「社会福祉を目的とする事業等」という。）への県民の参加の促進、社会福祉を目的とする事業等に従事する人材の養成等その他社会福祉を目的とする事業等の推進のための施設を提供することにより、本県社会福祉の増進を図るため、千葉県社会福祉センター（以下「センター」という。）を千葉市中央区千葉港四番五号に設置する。

(業務)

第三条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研修、会議等のための施設の提供
- 二 社会福祉に関する情報の提供
- 三 その他センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、センターの管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第五条 指定管理者が行う業務の範囲は、第三条各号に掲げる業務とする。

(利用の対象者)

第六条 センターの研修室その他の施設のうち規則で定める施設（以下「研修室等」という。）を利用することができる者は、社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する地域住民等とする。ただし、当該地域住民等の利用を妨げない範囲内で当該地域住民等以外の者も利用することができる。

(利用の承認)

第七条 研修室等を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研修室等の利用を承認しないことができる。

- 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その利用が、センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- 三 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第九条 指定管理者は、第七条第一項の規定による利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 第七条第二項の規定による利用の条件に違反したとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により第七条第一項の規定による利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- 四 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(管理の基準)

第十条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

(使用料)

第十一条 センターの研修室及び会議室並びにこれらの附帯設備を利用する者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(知事による管理)

第十二条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第四条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に研修室等の利用の承認が含まれるときに限る。）における第七条から第九条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

3 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例（平成元年千葉県条例第三号）に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県社会福祉センター設置管理条例（令和三年千葉県条例第三十四号）に基づくもの	研修室等使用料	研修室A	地域住民等が社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで	八千四十円 一万七百二十円 八千四十円
				その他の場合	一回につき	午前九時から午前

		き	十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	二万四千四百四十円 一万六千八十円 三万七千五百二十円 五万三千六百円
研修室 B	地域住民等が社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する場合	一回につき	午前九時から午後十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	七千三百円 九千七百四十円 七千三百円 一万七千四十円 二万四千三百四十円
	その他の場合	一回につき	午前九時から午後十二時まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	一万四千六百十円 一万九千四百八十円 一万四千六百十円 三万四千九十円 四万八千七百円
研修室 C	地域住民等が社会福祉を目的とす	一回につき	午前九時から午前十二時ま	八千七百円

	る事業等の 推進のため に利用する 場合		で 午後一時 から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	一万千六百円 八千七百元 二万三百円 二万九千円
	その他の場 合	一回 につ き	午前九時 から午前 十二時ま で 午後一時 から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	一万七千四百十 円 二万三千二百十 円 一万七千四百十 円 四万六百二十円 五万八千三十円
研修室D	地域住民等 が社会福祉 を目的とす る事業等の 推進のため に利用する 場合	一回 につ き	午前九時 から午前 十二時ま で 午後一時 から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	六千四百六十円 八千六百二十円 六千四百六十円 一万五千八十円 二万千五百四十 円
	その他の場 合	一回 につ き	午前九時 から午前 十二時ま で	一万二千九百三 十円

			午後一時から午後五時まで 一万七千二百四十円 午後六時から午後九時まで 一万二千九百三十円 午前九時から午後五時まで 三万百七十円 午前九時から午後九時まで 四万三千百円
大会議室	地域住民等が社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 九千二百五十円 午後一時から午後五時まで 一万二千三百四十円 午後六時から午後九時まで 九千二百五十円 午前九時から午後五時まで 二万五千五百九十円 午前九時から午後九時まで 三万八百四十円
	その他の場合	一回につき	午前九時から午前十二時まで 一万八千五百十円 午後一時から午後五時まで 二万四千六百八十円 午後六時から午後九時まで 一万八千五百十円 午前九時から午後五時まで 四万三千百九十円 午前九時から午後九時まで 六万千七百円
中会議室一	地域住民等が社会福祉を目的とする事業等の推進のために	一回につき	午前九時から午前十二時まで 五千二百四十円 午後一時

	に利用する 場合		から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	五千二百四十円 一万二千二百二十円 一万七千四百六十円
	その他の場 合	一回 につ き	午前九時 から午前 十二時ま で 午後一時 から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	一万四百八十円 一万三千九百七十円 一万四百八十円 二万四千四百五十円 三万四千九百三十円
中会議室二	地域住民等 が社会福祉 を目的とす る事業等の 推進のため に利用する 場合	一回 につ き	午前九時 から午前 十二時ま で 午後一時 から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	四千六百七十円 六千二百二十円 四千六百七十円 一万八百九十円 一万五千五百六十円
	その他の場 合	一回 につ き	午前九時 から午前 十二時ま で 午後一時 から午後	九千三百四十円 一万二千四百五十円

			五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	九千三百四十円 二万七千七百九十 円 三万千百三十円
小会議室一 小会議室二	地域住民等 が社会福祉 を目的とす る事業等の 推進のため に利用する 場合	一回 につ き	午前九時 から午前 十二時ま で 午後一時 から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	二千四百七十円 三千二百九十円 二千四百七十円 五千七百六十円 八千二百三十円
	その他の場 合	一回 につ き	午前九時 から午前 十二時ま で 午後一時 から午後 五時まで 午後六時 から午後 九時まで 午前九時 から午後 五時まで 午前九時 から午後 九時まで	四千九百四十円 六千五百九十円 四千九百四十円 一万五千三百 円 一万六千四百七 十円
附帯設備使用料	舞台設備	一回につき		一万千円以内の 範囲において規 則で定める額
	照明器具	一回につき		五千円以内の範 围において規則 で定める額
	音響装置	一回につき		六千円以内の範

				圏において規則で定める額
		映写設備	一回につき	一万千円以内の範囲において規則で定める額